

議第177号

滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求額

41,700円およびこれに対する支払済みまでの年10.75%の延滞違約金

3 請求の要旨

滋賀県は、被告となるべき者に対し、滋賀県母子家庭等日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣に係る負担金の支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納負担金および延滞違約金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第177号 滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて